

## 平成22年度銃器対策推進計画の概要

平成22年6月23日

銃器対策推進会議

### ■ 1 銃器摘発体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化

- 銃器摘発体制の強化を図るため、装備資機材の整備・強化を図る。〔警察・財務・海保〕
- 取締関係機関における情報交換を緊密に行うとともに、要注意船舶に対する船内検査、張込み等を積極的に実施する。〔警察・財務・海保〕

### ■ 2 銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理

- 銃器事件の徹底した捜査により、組織的な背後関係の解明と余罪の追及に努める。〔警察・海保〕
- 全国の検察官に対し、けん銃等に係る事犯の厳正な処分と厳格な科刑の実現に努めるよう指示する。〔法務〕

### ■ 3 水際対策の的確な推進

- 爆発物探知犬・銃器探知犬を活用し、主要空港等において重点的な取締りに努める。〔財務〕
- 密輸容疑者等に関し、事前旅客情報を活用するほか、取締関係機関における共同捜査を促進し、水際対策の強化を図る。〔警察・財務・海保〕

### ■ 4 国内に潜在する銃器の摘発等

- インターネットを利用した銃器の不正取引に関する情報収集及び取締りを強力に推進するとともに、不正取引を防止するための広報啓発活動を積極的に行う。〔警察〕
- モデルガン、エアソフトガンの関連業界団体を通じて、製造・販売業者等に対し、製造・販売の慎重な対応や消費者への銃器対策の啓発推進を引き続き要請する。〔経産〕

### ■ 5 国際協力の推進

- 国連等における小型武器関連会議等を通じて、非合法小型武器への対策に関する意見交換を行う。〔外務〕
- フィリピンの銃器対策の能力向上を支援するため、ODA技術協力を行う。〔警察〕

### ■ 6 国民の理解と協力の確保

- 情報受付ダイヤル「けん銃110番報奨制度」、「密輸ダイヤル」及び「海の緊急通報118番」を積極的に広報し、けん銃に係る情報の提供を国民に広く呼びかける。〔警察・財務・海保〕
- 一部を改正した銃刀法や火薬類取締法施行規則の適切な運用を図り、厳格な銃砲行政を推進する。〔警察・経産〕